

全高長 第 64 号
平成23年10月25日

社団法人 国立大学協会
会長 濱田純一様

全国高等学校長協会
会長 青山 彰

大学等入学者選抜について（要望等）

日頃より、大学等進学を目指す高等学校の生徒並びに進学した高等学校卒業生に対して、一方ならぬご支援、ご指導を賜り、誠にありがとうございます。

大学等入学者選抜に関して、全国高等学校長協会として下記の通り要望させていただきます。

については、貴団体所属の各大学等へお伝えいただきたく、よろしく願いいたします。

記

1. 東日本大震災で被災した大学等受験生へのご配慮について

3月に発生しました東日本大震災により、東北地方を中心に数多く犠牲になられた方や家財を流された方が出てしまいました。謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げる次第です。

高等学校においても、犠牲になった生徒がおりますし、他にも親を失った生徒や他の都道府県での生活を余儀なくされている生徒、自宅の財政状況が極めて厳しい状況に置かれている生徒等が多数いるなど、心を痛める状況が報告されています。また高等学校の施設の面でも、校舎が倒壊し他校に間借りをせざるをえなくなった学校や設備の面で大きな被害が生じた学校等、まだまだ困難な状況が続いています。

このような情勢の中で、各大学等におかれましては震災以来、受験料の免除、授業料の減免、奨学金の支給、来年度の入試へ向けての様々な特例措置等、受験生のために様々なご配慮をいただき誠にありがとうございます。深く感謝いたします。

今後におきましても、他の都道府県に転居した生徒の調査書発行等において各種の困難が予想されることもあり、より一層のご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

2. 平成24年度大学入試センター試験の理科選択科目について

平成24年度大学入試センター試験の理科選択において、「2科目試験枠」における受験者が「1科目利用指定」の学部等出願した場合の「高得点科目」による合否判定について、貴協会におかれましては、受験者の公平性を担保するために「第1解答科目」の利用に限定する方向にほぼ統一されたとうかがっています。受験生の不安解消にご配慮いただきありがとうございます。

3. 平成27年度、平成28年度大学等入学者選抜試験科目について

(1) 平成27年度大学等入学者選抜試験科目について

平成24年度に高等学校へ入学する生徒たちが受験することになる平成27年度大学入試センター試験の内容が今年3月に発表されましたが、各大学等における個別試験の内容については、ほとんどの大学等で未だ発表されていないようです。

学校案内に記入しなければならないために、平成24年度高等学校入学生たちが受講する高等学校3年間の教育課程の編成は、昨年度末までに決定しています。しかし、今後発表される各大学が求める個別試験の内容によっては、決定している教育課程に変更を加えなければならない可能性も考えられます。

お忙しいとは存じますが将来の大学等受験生のために、平成27年度大学等入学者選抜試験科目の発表を可能な限り早期にお願いいたします。

(2) 平成28年度大学等入学者選抜試験科目について

現在各高等学校では、平成24年度入学生のための学校説明会がほぼ終了し、平成25年度入学生の3年間を通じた教育課程を編成する作業に入っています。これは、来年度に入ると平成25年度入学を希望する中学生対象の学校説明会が開催され、その際に3年間の教育課程を提示する必要があるためです。

この平成25年度入学生が新学習指導要領完全実施の初年度になり、この生徒たちが平成28年度大学入試を受験することになります。このため現在進めている新たな教育課程編成作業においては、各大学等が平成28年度入試で実施する個別試験の内容が編成上の重要な要素として関わってくることになります。

大学入試センターからは近々平成28年度大学入試センター試験の内容案が発表されるとの情報もあります。各大学等における平成28年度大学等入学者選抜試験科目の内容についても、できるだけ早期に発表していただきたくお願いいたします。

これらの科目指定においては、高等学校の週30単位時間で履修可能な範囲を踏まえたご配慮、及び、様々な課程からの受験が可能となるようなご配慮をお願いいたします。

4. いわゆる「はどめ規定」撤廃下における入学者選抜試験問題について

以前にお願いした内容と重複し申し訳ありませんが、再度お願いしたいことがあります。

今回の新学習指導要領では、いわゆる「はどめ規定」が撤廃されました。このことにより、高等学校の授業で扱う内容に関して、学校ごとの判断や指導する教員の判断により多少の差異が生ずる可能性が生じています。

この状態で、発展的な領域に属する入学者選抜問題が出題されますと、授業で指導を受けた生徒と指導を受けなかった生徒との間に解答力の差が生ずることが考えられます。しかるに、解答力の差を縮小するために、上限が定まらない発展的な領域を全て高等学校で指導することは不可能です。

学習指導要領総則には「教科・科目の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないよう」と記載されています。また、受験生に不公平感を抱かせることは避けなければなりません。

これらのことに対してご高配いただき、大学等における入学者選抜問題作成においては、学習指導要領に記載されている範囲を限定的に解釈した出題をお願いいたします。